郵便法施行規則及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規 則の一部を改正する省令の概要

## 1 改正の背景

- (1) 平成 26 年4月から消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、公共料金等の改定申請がなされる場合には、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処することが政府方針とされており(平成 25 年8月1日物価担当官会議申合せ、同年8月6日消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部報告)、郵便料金においてもこれを踏まえた対応が必要となる。
- (2) また、今回の消費税率引上げによる日本郵便株式会社の郵便料金に係る税負担 増加額は約380億円と見込まれる。これは、同社全体の営業利益(25年度通期見 通し220億円)を超える規模であり、郵便料金に消費税率引上げ分を適正に転嫁 することにより対応する必要がある。
- (3) 郵便料金の改定手続は、第一種郵便物(封書)・第二種郵便物(葉書)は届出制、第三種郵便物(定期刊行物)・第四種郵便物(通信教育等)は認可制とされているが、第一種郵便物のうち 25 グラム以下の定形郵便物については、郵便法施行規則で定める上限料金(現行80円)を超えてはならないこととされている。このため、郵便料金全体に消費税率引上げ分を円滑かつ適正に転嫁できるよう、郵便法施行規則で定める上限料金を改正する等所要の措置を講ずる必要がある。

## 2 改正の概要

(1) 郵便法施行規則の改正

第一種郵便物のうち 25 グラム以下の定形郵便物の上限料金の額は、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して、現行は「80円」と規定されている(第 23 条)。当該上限料金の額について、今般の消費税率引上げ分を適正に転嫁できるよう、「82円」に改正する。

<80 円(現行)×108/105(消費税率引上げ分)=82 円( 1 円未満四捨五入)>

(2) 民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の改正

一般信書便役務のうち 25 グラム以下の信書便物の上限料金の額について、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して、現行は定形郵便物の上限料金の額と同額の「80円」と規定されている(第 23 条)ことから、上記の定形郵便物の上限料金の額の改正にあわせて、「82円」に改正する。

## |3 施行期日|

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行の日(平成26年4月1日)から施行する。